

阿久比町一般廃棄物処理基本計画
(令和 5 年度～令和 1 2 年度)

令和 4 年 1 1 月策定
令和 8 年 3 月一部見直し
阿久比町

目次

第1章 計画の策定

第1節 計画策定の背景

第2節 計画の期間及び位置づけ

1 計画期間

2 計画の構成

第3節 町の概要

1 位置等

2 気候的特性

3 人口動向

4 産業動向

5 土地利用

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ分別収集等ごみ減量化の変遷

第2節 ごみ処理に関する現状と課題

1 ごみ処理フロー

2 ごみ収集体制

(1) 収集

(2) 中間処理

(3) 最終処分

3 ごみ処理の実績

(1) ごみの排出量の推移

(2) 資源の内訳及び排出量の推移

(3) ごみ処理量の推移

(4) ごみの性状

4 ごみ処理の評価

(1) 標準的な指標による評価

(2) 本町の設定した目標値を基準とした評価

5 課題の抽出

(1) ごみの排出量の削減

(2) ごみの資源化の促進

(3) ごみ処理の適正化

第3節 ごみ処理に関する基本的事項

1 基本方針

- 2 計画目標年度
- 3 ごみの排出量の見込み及び目標
- 4 ごみ処理計画
 - (1) 排出抑制・資源化のための計画
 - ① 町民の役割
 - ② 事業者の役割
 - ③ 町の役割
 - (2) 収集運搬計画
 - ① 収集運搬の考え方
 - ② 収集区域及び収集人口
 - ③ 収集体制
 - (3) 中間処理・最終処分計画
- 5 その他のごみの処理に関し必要な事項
 - (1) 適正処理困難物への対応
 - (2) 一般廃棄物収集運搬業許可
 - (3) 不法投棄・ポイ捨てごみ対策
 - (4) 災害廃棄物対策
 - (5) 環境審議会

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

- 1 生活排水処理の形態
- 2 公共下水道の普及状況
- 3 浄化槽の普及状況
- 4 汲取り便槽
- 5 中間処理・最終処分の状況
- 6 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬実績

第2節 生活排水に関する課題

- 1 生活排水処理
 - (1) 公共下水道
 - (2) 合併処理浄化槽
 - (3) 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽
- 2 し尿・浄化槽汚泥処理
 - (1) 収集・運搬
 - (2) 中間処理及び最終処分

第3節 生活排水処理に関する基本的事項

- 1 基本方針
- 2 計画目標年度
- 3 処理主体
- 4 生活排水処理の処理計画
 - (1) 生活排水処理の目標
 - ① 生活排水処理率
 - ② 人口内訳
 - ③ 生活排水の処理形態別内訳
 - (2) 生活排水を処理する区域及び人口等
 - ① 公共下水道で処理する区域及び処理人口
 - ② 浄化槽、汲取り便槽で処理する区域及び処理人口
- 5 し尿・浄化槽汚泥の処理計画
 - (1) し尿・浄化槽汚泥処理量の将来推計
 - (2) 排出抑制計画
 - (3) 収集・運搬計画
 - (4) 中間処理・最終処分計画
- 6 環境教育等の推進
- 7 広報・啓発活動

第1章 計画の策定

第1節 計画策定の背景

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされています。

第2節 計画の期間及び位置づけ

1 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間とします。なお、計画期間において、人口やごみの量、国の施策などの計画策定に関する諸条件に大きな変動が生じた場合においては、必要に応じて見直しを行うこととします。

2 計画の構成

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき各年度ごとの実施事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されます。

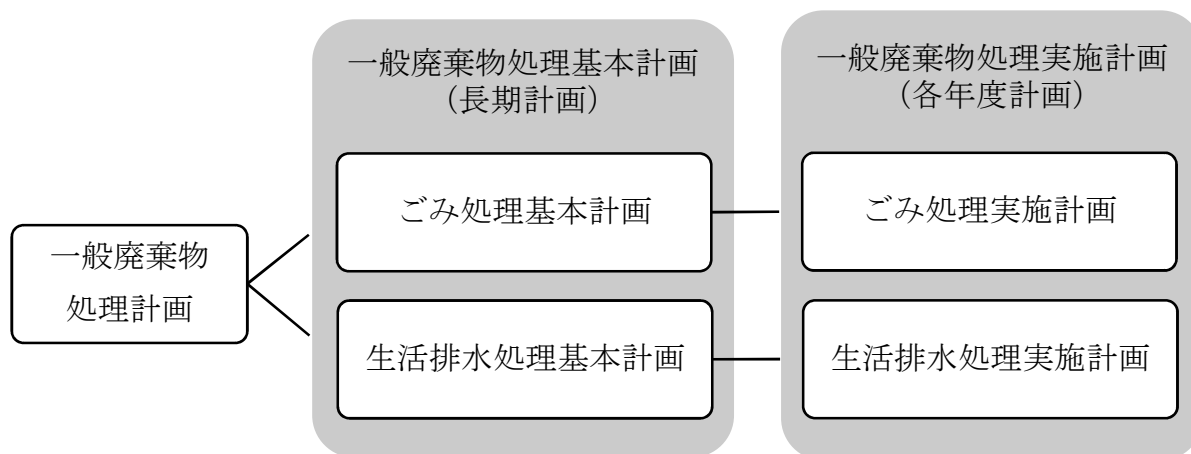


図1-2-1 計画の構成

「阿久比町一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物処理法に基づき、本町が長期的・総合的視点に立って、計画的に一般廃棄物処理を行うため、現状と課題を整理し、将来にわたって計画処理区域内で発生する一般廃棄物をどのように処理していくか等の基本方針を定めるものです。

第3節 町の概要

1 位置等

本町は、知多半島の中央部に位置し、海岸線を持たず、半田市、常滑市、知多市及び東浦町の3市1町に接しています。また、名古屋市から南へ約25キロメートルのところにあり、名鉄阿久比駅から名鉄名古屋駅まで電車で約30分、知多半島道路阿久比インターチェンジから名古屋都心部まで自動車で約30分という利便性の高い位置にあります。

2 気候的特性

令和3年の年間平均気温は17.1℃、年間総雨量は1,509.0mmとなっており、夏季は多雨多湿、冬季は少雨乾燥の傾向にあります。

(単位：℃)

月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
平均気温	5.3	7.6	12.1	15.4	19.6	23.2	27.5	28.0	24.3	20.1	13.6	8.0	17.1

表1-3-1 月別気温

(単位：mm)

月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
総雨量	55.0	47.0	195.5	126.0	116.5	145.0	177.0	230.5	193.5	50.5	81.0	91.5	1,509.0

表1-3-2 月別降水量

資料：知多中部広域事務組合消防本部

3 人口動向

平成24年から令和3年にかけての過去10年間の人口推移は表のとおりです。これによると人口は増加傾向で推移してきましたが、令和元年度を境に減少に転じており、今後も人口減少は進んでいくと考えられます。

各年度末現在（単位：人）

年度	世帯数 (世帯)	人口(人)			1世帯 当たり人口
		総数	男	女	
平成24年度	9,555	27,058	13,351	13,707	2.83
平成25年度	9,804	27,537	13,602	13,935	2.81
平成26年度	10,041	28,014	13,861	14,153	2.79
平成27年度	10,269	28,372	14,070	14,302	2.76
平成28年度	10,425	28,671	14,206	14,465	2.75
平成29年度	10,549	28,660	14,213	14,447	2.72
平成30年度	10,650	28,746	14,242	14,504	2.70
令和元年度	10,760	28,655	14,218	14,437	2.66
令和2年度	10,875	28,595	14,179	14,416	2.63
令和3年度	10,934	28,564	14,153	14,411	2.61

表1-3-3 人口と世帯数の推移

資料：オープンデータ（地域・年齢別人口）

4 産業動向

令和３年における本町の総事業所数は８５１事業所、総従業員数は、１０，２７２人で、事業所数としては「卸売・小売業」が最も多く、「建設業」、「医療・福祉」の順となっています。また、従業員数においては「製造業」が最も多く、「卸売・小売業」、「医療・福祉」と続いています。

産 業 分 類	事 業 所（戸）	従 業 者（人）
農林漁業	7	121
建設業	113	871
製造業	52	3,195
電気・ガス・熱供給・水道業	5	21
情報通信業	5	8
運輸・郵便業	12	218
卸売・小売業	221	2,057
金融・保険業	11	67
不動産・物品賃貸業	25	54
学術研究・専門・技術サービス業	30	113
宿泊業・飲食サービス業	88	794
生活関連サービス業・娯楽業	77	316
教育・学習支援業	36	313
医療・福祉	98	1,619
複合サービス事業	6	53
サービス業	60	251
公務	5	201
総 数	851	10,272

表１－３－４ 産業別事業所数、従業員数総数

資料：経済センサスー活動調査（５年ごとの調査）

5 土地利用

本町の面積は 2,380ha で、その内訳は、市街化区域が 424ha、市街化調整区域が 1,956ha となっています。

(令和3年4月1日現在)

区分		面積(ha)	総面積に対する割合(%)
総面積		2,380	100.00
市街化区域	第1種低層住居専用地域	105	4.41
	第1主中高層住居専用地域	51	2.14
	第1種住居地域	122	5.13
	第2種住居地域	32	1.34
	準住居地域	9	0.38
	近隣商業地域	12	0.50
	準工業地域	41	1.72
	工業専用地域	52	2.19
市街化調整区域		1,956	82.19

表1-3-5 用途地域

資料：町政概要ハンドブック

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ分別収集等ごみ減量化の変遷

一般家庭から排出されるごみは、生活水準の向上、消費の拡大、生活様式の変化などにより様々です。

ごみ処理による環境への影響や本町のごみの中間処理を行っている東部知多衛生組合の処理能力に限りがあること、さらには資源の枯渇などの諸問題を解決すべく、下表のとおりごみの事業を展開してきました。

年 度	阿久比町の施策
昭和56年度	ゴミゼロ運動開始
昭和59年度	廃乾電池回収開始
平成 元年度	収集日程の変更 (燃えるごみ 週3回・燃えないごみ 週1回) 粗大ごみの収集廃止
平成 3年度	資源回収開始 資源ごみ回収事業報償金交付開始
平成 5年度	アスパ無料配布開始
平成 9年度	粗大ごみの収集再開(年4回)
平成11年度	分別収集開始及び収集日程の変更 (燃えるごみ 週2回・燃えないごみ 月2回・ 資源 月2回) 指定袋制開始(燃えるごみ 45L、30L)
平成12年度	生ごみ堆肥化装置購入費補助開始 廃蛍光灯分別収集開始(回収箱設置)
平成13年度	粗大ごみの収集回数変更(各地区年2回開催)
平成14年度	プラスチック製容器包装収集開始(週1回)
平成21年度	レジ袋有料化
平成24年度	阿久比町資源ごみ等持ち去り防止に関する条例施行
平成26年度	使用済み小型家電の回収開始(月2回)
平成28年度	スプレー缶の分別収集開始(月2回)
平成29年度	阿久比町災害廃棄物処理計画策定 阿久比町家庭系ごみ減量化実施計画策定 都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト への参加
平成30年度	燃えるごみ指定袋(20L)販売開始 都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト 終了
令和 元年度	粗大ごみの収集回数変更(各地区年1回開催)
令和 2年度	使用済み小型家電の回収回数変更(月1回) インクカートリッジの回収開始
令和 3年度	家庭系可燃ごみ処理有料化開始
令和 4年度	生ごみ堆肥化装置購入費補助にキエーロを追加

表2-1-1 ごみ処理施策の年表

第2節 ごみ処理に関する現状と課題

1 ごみ処理フロー

本町におけるごみ処理フロー(ごみや資源の流れ)は以下のとおりです。

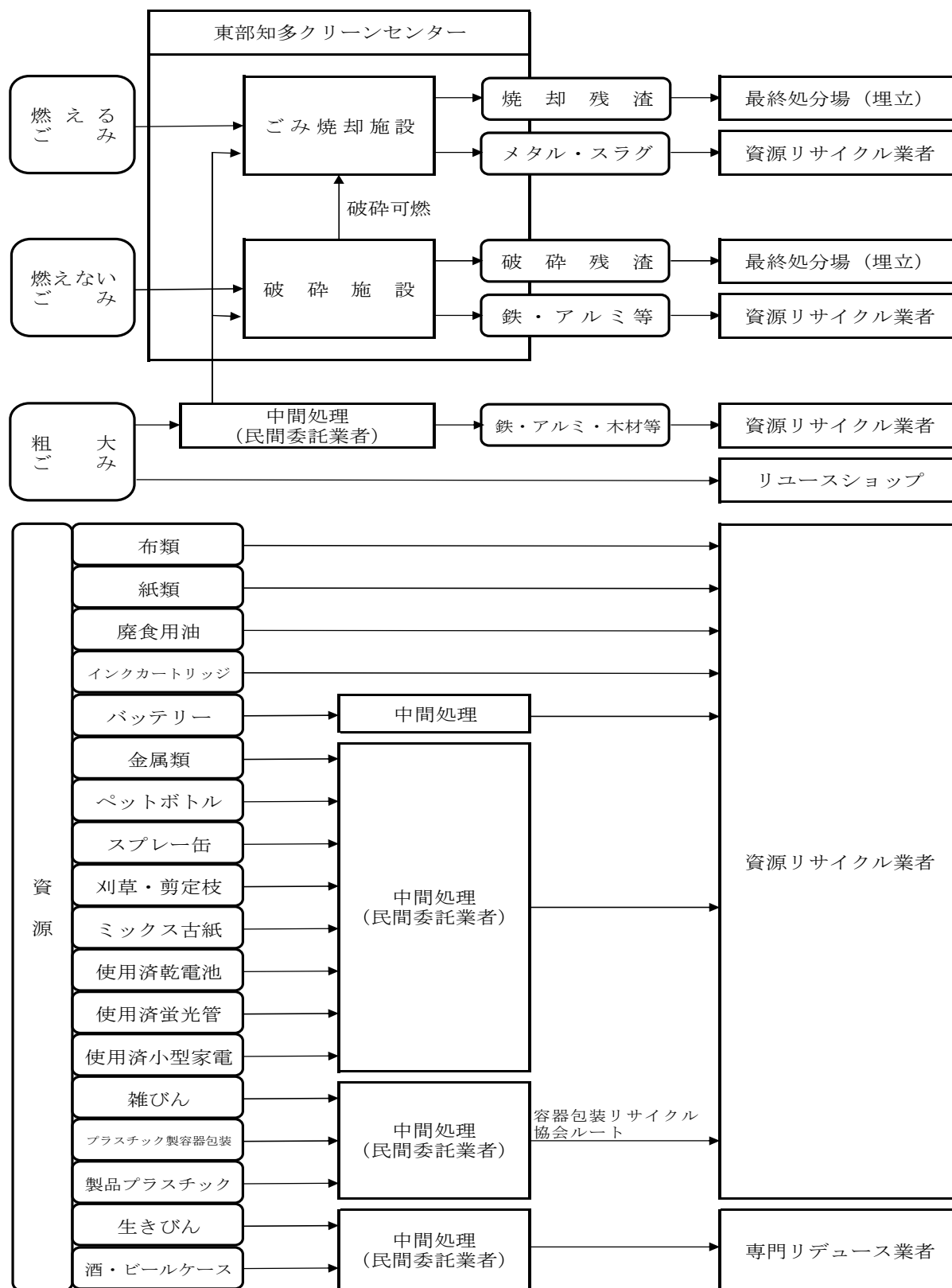


図2-2-1 ごみ処理フロー

2 ごみ収集体制

(1) 収集

ごみの収集は業者への委託を原則としています。燃えるごみ、燃えないごみ及び資源は、ステーション方式で収集しており、粗大ごみは令和8年度までは拠点回収、令和9年度からは戸別回収を行います。また、資源のうち使用済蛍光管と乾電池、バッテリー、インクカートリッジは常時、小型家電と廃食用油は月に1回、刈草・剪定枝は月に1～2回、それぞれ拠点方式で回収しています。

区分		排出方法	収集形態	収集頻度	収集方式
ごみ	燃えるごみ	指定ごみ袋	委託	週2回	ステーション方式
	燃えないごみ	コンテナ	委託	月2回	ステーション方式
	粗大ごみ	—	委託	2か月に1回	拠点方式（令和8年度まで）
		粗大ごみシール貼付	委託	月2回	戸別訪問回収（令和9年度から）
資源	プラスチック製容器包装	任意の透明袋	委託	週1回	ステーション方式
	製品プラスチック	任意の透明袋	委託	週1回	ステーション方式
	ミックス古紙	ひもで縛る 又は任意の袋	委託	月2回	ステーション方式
	新聞紙・チラシ	ひもで縛る	委託	月2回	ステーション方式
	雑誌	ひもで縛る	委託	月2回	ステーション方式
	段ボール	ひもで縛る	委託	月2回	ステーション方式
	紙パック	ひもで縛る	委託	月2回	ステーション方式
	布類	ひもで縛る	委託	月2回	ステーション方式
	ペットボトル	麻袋	委託	月2回	ステーション方式
	アルミ	麻袋	委託	月2回	ステーション方式
	スチール	コンテナ	委託	月2回	ステーション方式
	スプレー缶	コンテナ	委託	月2回	ステーション方式
	生きびん	コンテナ	委託	月2回	ステーション方式
	雑びん（カレット）	コンテナ	委託	月2回	ステーション方式
	酒・ビールケース	—	委託	月2回	ステーション方式
	刈草・剪定枝	—	委託	月1～2回	拠点方式
	使用済小型家電	—	委託	月1回	拠点方式
	廃食用油	—	委託	月1回	拠点方式
	使用済蛍光管	回収ボックス	委託	常時	拠点方式
	使用済乾電池	回収ボックス	委託	常時	拠点方式
	バッテリー	回収ボックス	直接回収	常時	拠点方式
	インクカートリッジ	回収ボックス	直接回収	常時	拠点方式

表2-2-1 ごみ・資源物の収集運搬体制一覧表

(2) 中間処理

収集又は自己搬入されたごみは、東部知多クリーンセンターで焼却又は破碎処理を行い、資源は、資源リサイクル業者へ処理を委託しています。

東部知多クリーンセンターの焼却処理施設では、シャフト炉式ガス化溶融炉にてごみを溶融処理することで、スラグやメタルを生成し、それらを資源として有効活用することで、最終処分量を大幅に削減しています。また、ごみ処理の際に発生する熱エネルギーの余熱利用及び蒸気タービンによる発電を行い、エネルギーを高効率で回収しています。

名称		東部知多クリーンセンター
所在地		知多郡東浦町大字森岡字葭野41
焼却処理施設	処理能力	200t/日(100t/24h×2基)
	炉形式	シャフト炉式ガス化溶融炉
	延床面積	12,189.1m ²
	竣工年月	平成31年3月
破碎処理施設	処理能力	30t/日(30t/5h×1基)
	破碎機形式	衝撃剪断併用横形回転式
	延床面積	1,429.52m ²
	竣工年月	平成元年4月
スラグヤードストック	貯蔵量	1,545t(515t×3区画)
	建設面積	643.06m ²
	延床面積	675.62m ²
	竣工年月	令和4年2月

表2-2-2 東部知多クリーンセンターの概要

(3) 最終処分

東部知多クリーンセンターで中間処理された焼却残渣及び破碎残渣は埋立処分をします。焼却残渣は、愛知県内の広域最終処分場及び民間の最終処分場へ、破碎残渣は、大東最終処分場へ搬入しています。

名称	大東最終処分場
所在地	大府市大東町五丁目 1 0 8
敷地面積	1 2 , 7 5 9 . 5 1 m ²
埋立面積	8 , 3 7 0 m ²
埋立容量	3 8 , 1 3 9 m ³
竣工年月	平成 2 7 年 3 月

表 2 - 2 - 3 大東最終処分場の概要

3 ごみ処理の実績

(1) ごみの排出量の推移

本町のごみ排出量の推移は以下のとおりです。事業系ごみの排出量に大きな変動はありませんが、令和3年度に家庭系ごみの排出量が大きく減少しています。主な要因として、令和3年度から家庭系可燃ごみ処理有料化を実施したことが挙げられます。

各年度3月末現在（単位：t）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人口（人）		28,660	28,746	28,655	28,595	28,564
家庭系	燃えるごみ	5,352	5,411	5,455	5,719	4,661
	燃えないごみ	155	183	188	232	179
	粗大ごみ	104	127	117	178	149
	資源	1,266	1,226	1,262	1,321	1,351
	直接搬入ごみ	73	84	90	98	101
	家庭系合計	6,950	7,031	7,112	7,548	6,441
事業系	燃えるごみ	1,147	1,125	1,188	1,101	1,153
	燃えないごみ	0	0	1	0	2
	事業系合計	1,147	1,125	1,189	1,101	1,155
総合計		8,097	8,156	8,301	8,649	7,596

表2-2-4 ごみ排出量の推移

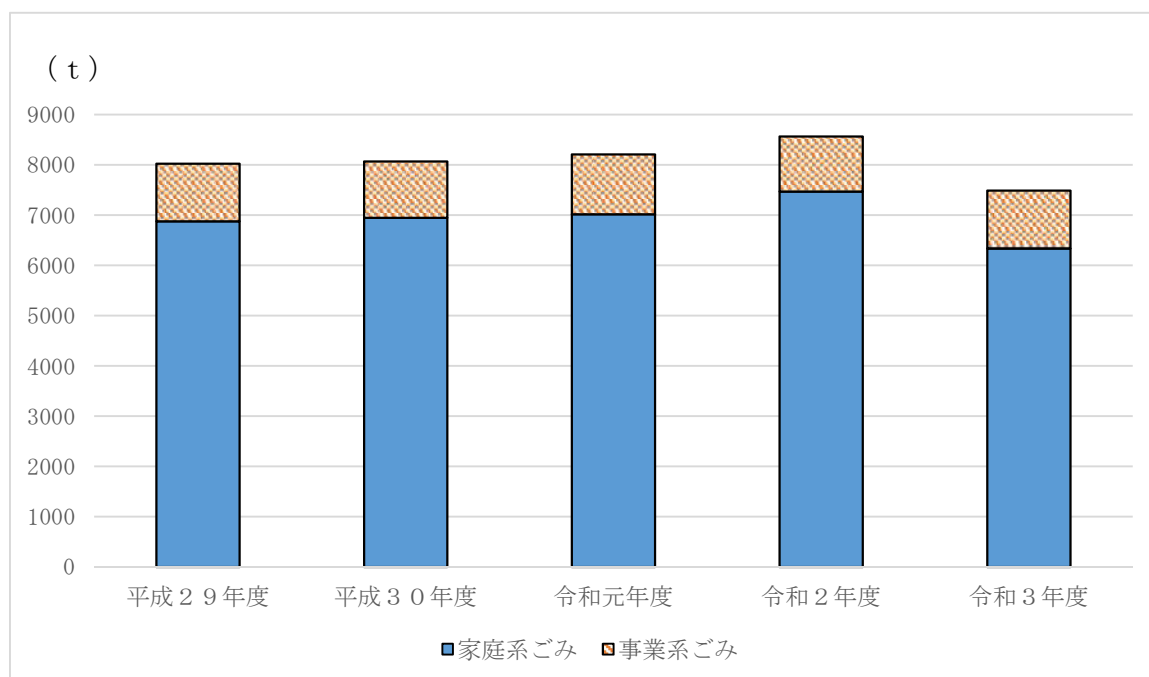


図2-2-4 ごみ排出量の推移

(2) 資源の内訳及び排出量の推移

本町の資源の内訳及び排出量の推移は以下のとおりです。全体量として増加傾向にあります。令和3年度から家庭系ごみ処理有料化を実施したため、プラスチック製容器包装の分別が促進されたと推測されます。

(単位：t)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
紙類	651	597	632	663	665
布類	18	19	22	32	30
金属類	101	104	102	116	89
びん類	212	200	190	186	196
ペットボトル	65	69	74	79	85
プラスチック製容器包装	202	214	221	236	277
その他の資源	18	23	21	9	9
合計	1,266	1,226	1,262	1,321	1,351

表2-2-5 資源の内訳及び排出量の推移

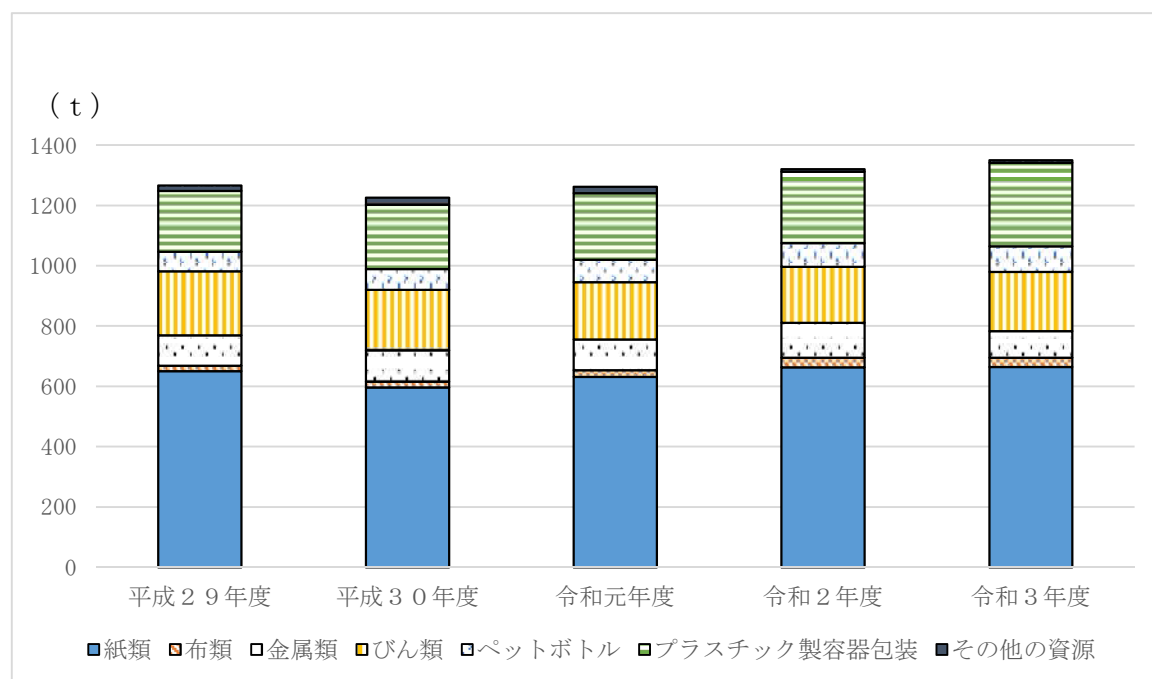


図2-2-5 資源の内訳及び排出量の推移

(3) ごみ処理量の推移

本町のごみ処理量の推移は以下のとおりです。最終処分量が令和元年度に大きく減少しています。これは、東部知多クリーンセンターの焼却処理施設が新設されたことで、ごみを溶融処理し、焼却残渣の効率的な資源化が可能となり、埋立処理量が減少したためと考えられます。

(単位：t)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中間処理量	6,889	6,930	7,221	7,544	6,415
焼却施設	6,685	6,687	6,968	7,232	6,171
破碎施設	204	243	253	312	244
最終処分量	905	790	310	300	247
焼却残渣の埋立	846	698	208	194	160
破碎残渣の埋立	59	92	102	106	87

表2-2-6 ごみ処理量の推移

(4) ごみの性状

東部知多クリーンセンターでは月に2回収集した可燃ごみの組成調査を実施しています。令和3年度の組成分析調査の結果では、生ごみが全体で最も多く42%を占め、次いで、資源となる紙・布類は35%を占めています。

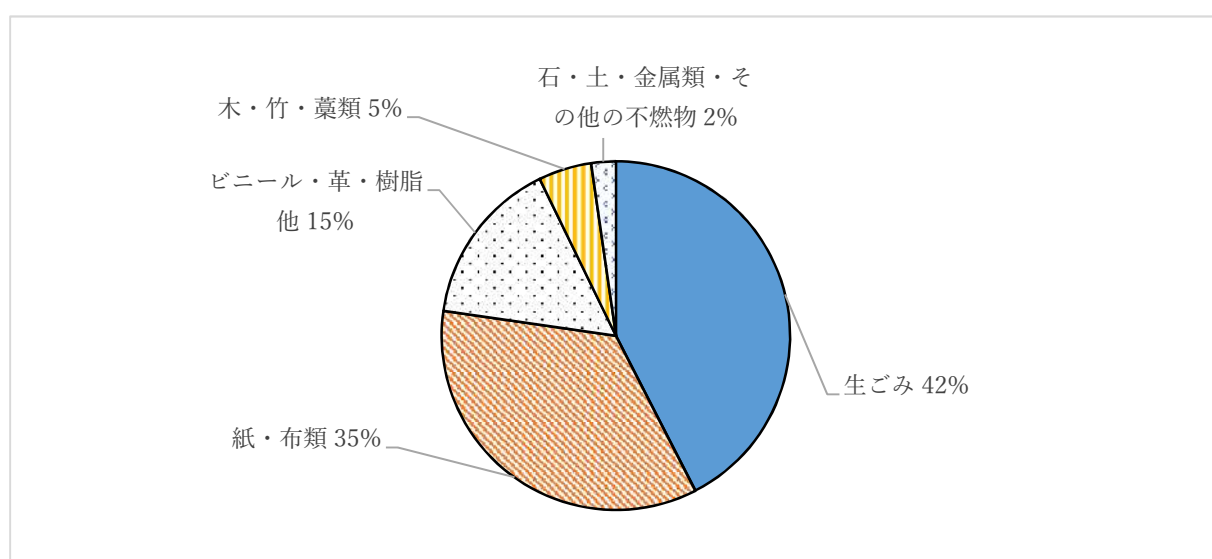


図2-2-6 可燃ごみの組成分析調査結果

4 ごみ処理の評価

(1) 標準的な指標による評価

市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価することを目的に、環境省において策定された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、本町と都市形態区分、人口、産業構造が類似する自治体を抽出し、令和2年度における一般廃棄物の処理状況について評価を行いました。

本町と都市形態区分が類似する自治体として全国で16市町村あり、それらの団体と比較すると、全ての項目において本町の数値が高い水準となっています。

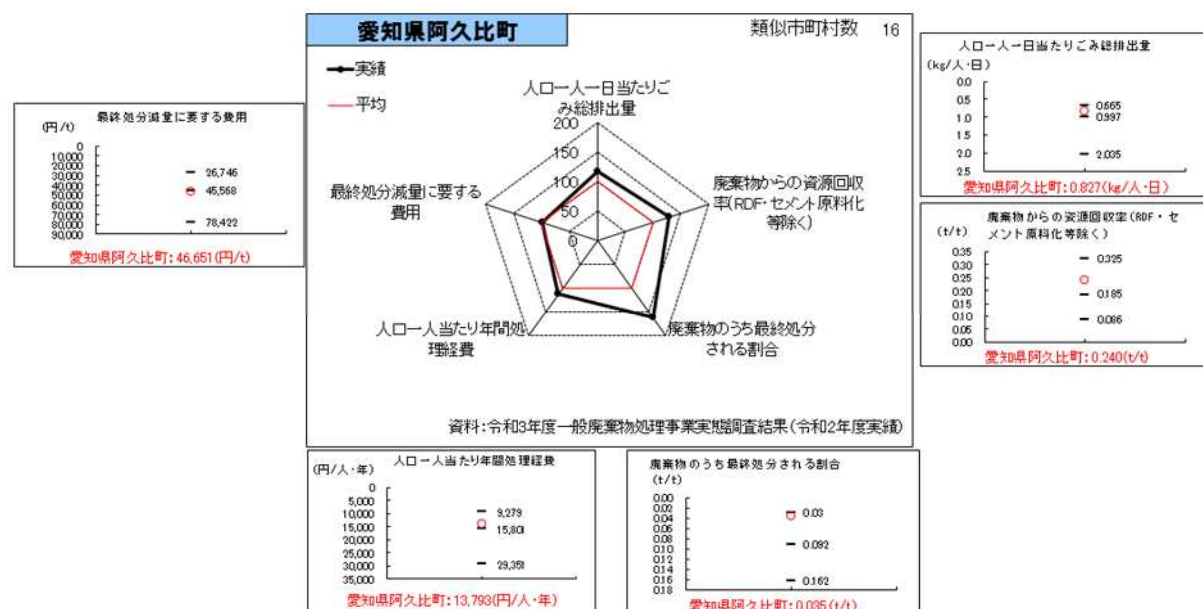


図2-2-7 類似市町村との比較評価結果

資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和2年度実績）

標準的な指標	人口1人1日 当たりごみ 総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t/t)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要 する費用 (円/t)
平均	0.997	0.185	0.092	15,801	45,568
最大	2.035	0.325	0.162	29,351	78,422
最小	0.665	0.086	0.03	9,279	26,746
標準偏差	0.37	0.071	0.045	6,078	16,780
阿久比町実績	0.827	0.24	0.035	13,793	46,651
指数値	117.1	129.7	162	112.7	97.6

表2-2-7 評価指標

(2) 本町の設定した目標値を基準とした評価

本町では、阿久比町家庭系ごみ減量化実施計画(平成30年3月策定)により、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量(資源を除く)を、令和7年度までに453.6gに減量することを目標としています。これは、平成27年度の実績である567gから20%削減した数値です。令和3年度に大きく減少したものの、目標は未達成となっています。

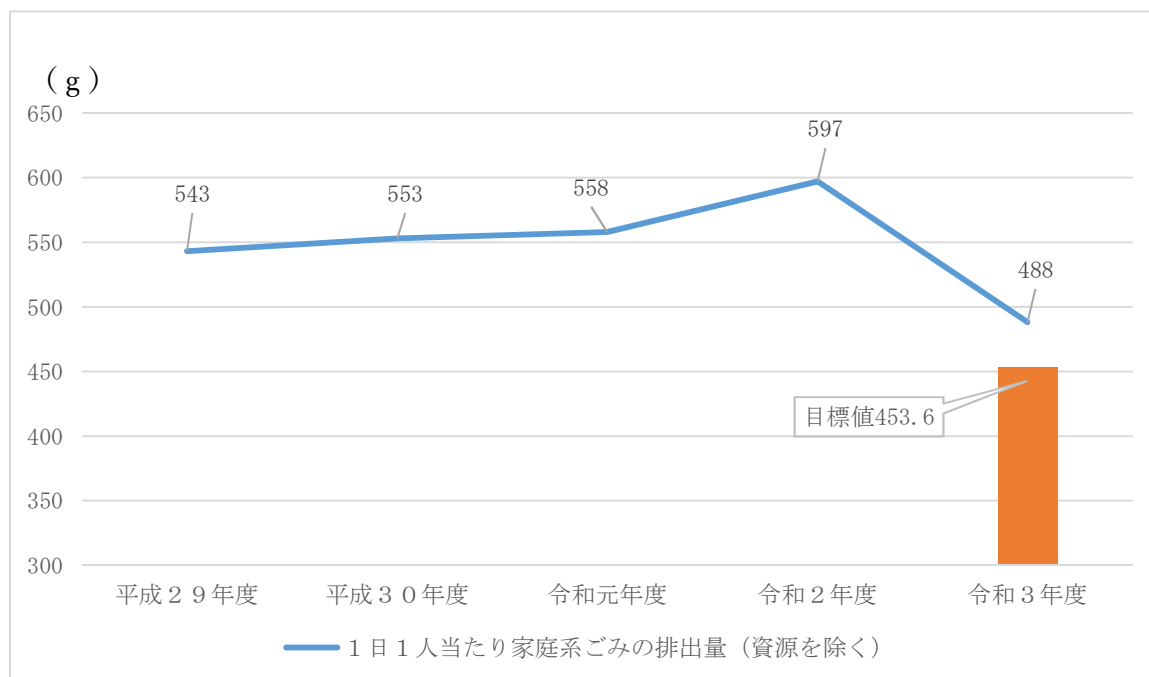


図2-2-8 1人1日当たりの家庭系ごみの排出量の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資源 (t)	1,266	1,226	1,262	1,321	1,351
家庭系ごみ合計 (t)	6,950	7,031	7,112	7,548	6,441
資源化率	18%	17%	18%	18%	21%

※ 資源化率＝資源÷家庭系ごみ合計×100

また、資源化率は、令和7年度までに20.8%を達成することが目標となっており、令和3年度時点で、目標を達成しています。

表2-2-8 資源化率の推移

5 課題の抽出

(1) ごみの排出量の削減

1 人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、令和3年度に実施した家庭系可燃ごみ処理有料化を境に減少していますが、本町の目標はまだ未達成であるため、さらに削減する必要があります。

また、事業系ごみにおいても、近年ほぼ横ばいの状態であるため、事業者へ廃棄物の排出について指導等を実施し、排出量削減を推進する必要があります。

(2) ごみの資源化の促進

可燃ごみの組成分析調査では、紙類や布類など資源化できるものが多く含まれています。これらの分別を徹底し、資源化を促進させる必要があります。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことから、本町においても、プラスチックの資源循環に取り組んでいます。

(3) ごみ処理の適正化

本町では、ごみの収集・運搬を民間業者に委託していますが、今後も、サービス水準を低下させることなく効率的な収集・運搬を行っていく必要があります。また、高齢化が進む中で、ごみ出しが困難な世帯が増加することが予想されることから、ごみを収集所まで持ち出すことが困難な世帯に対する対応を検討することも課題の一つといえます。

中間処理及び最終処分の課題として、東部知多衛生組合において令和元年度から新しいごみ処理施設が稼働し、これまで順調にごみ処理を行ってきていますが、安定的な運営・維持管理を継続するため、ごみ発生量の抑制、焼却残渣等の資源化を行いながら、中間処理施設の延命化並びに最終処分場の埋め立て期間延長等の課題に対しては、同組合を中心に構成市町で協同して取り組む必要があります。

第3節 ごみ処理に関する基本的事項

1 基本方針

本町は、ごみ処理行政を単なるごみの適正処理という枠組みで捉えるのではなく、生活環境から地球規模の環境問題や全町民・全事業者参加のまちづくりにつながる問題として捉え、次の基本方針に沿って、適正なごみ処理を推進します。

- ・ 排出抑制対策の推進
- ・ 効率的な減量への取り組み
- ・ 5 R（リデュース・リユース・リサイクル・リペア・リフューズ）の推進
- ・ 適正な収集運搬システムの形成
- ・ 適正な中間処理及び最終処分

2 計画目標年度

本計画の期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間とします。ただし、ごみ処理に関する諸条件に大きな変動が生じた場合においては、必要に応じて見直しを行うこととします。

3 ごみの排出量の見込み及び目標

本計画では、ごみの排出量及び家庭系ごみの資源化率の目標を以下のとおり設定します。

	令和3年度 (現状値)	令和7年度 (中間目標値)	令和12年度 (最終目標値)
人口（人）	28,564	29,010	29,090
総ごみ排出量（t）	7,596	7,431	7,384
家庭系ごみ（t）	6,441	6,289	6,252
資源（t）	1,351	1,486	1,588
事業系ごみ（t）	1,155	1,142	1,132
資源化率（%）	21	24	25

表2-3-1 ごみの排出量及び家庭系ごみの資源化率の目標

また、本町では、平成29年度に「阿久比町家庭系ごみ減量化実施計画」（以下、減量化計画）を策定し、ごみ減量に取り組んできました。しかし、目標値を達成できなかったため、令和3年度から家庭系可燃ごみ処理有料化を実施しました。本計画においても、引き続き、減量化計画の目標値で

あった1人1日当たりの家庭系ごみの排出量453.6gを令和7年度の中間目標とし、さらに令和12年度には、439gまで減量することを目標とします。

(単位：g)

	令和3年度 (現状値)	令和7年度 (中間目標値)	令和12年度 (最終目標値)
1人1日当たりの家庭系ごみの排出量	488	453.6	439

表2-3-2 1人1日当たりの家庭系ごみの排出量

4 ごみ処理計画

(1) 排出抑制・資源化のための計画

町民・事業者・町がそれぞれの役割を果たしながら、次のとおり実行し、計画を推進します。

① 町民の役割

生ごみの水切り・堆肥化

生ごみを排出する際には、水切りを徹底し、生ごみ堆肥化装置を利用するなどして、ごみの減量化に努めます。

食品ロスの削減

必要な量を見極めて購入し、食品ロスの削減に努めます。

過剰包装等の自粛

マイバッグの使用や過剰包装の辞退により、ごみの発生抑制に努めます。

雑がみのリサイクル

燃えるごみの中に、多く含まれる雑がみ（菓子箱、ティッシュペーパーの箱等）を適正に分別し、資源として排出します。

② 事業者の役割

発生源における排出抑制

製造者は、使い捨てにならない物の開発に取り組み、販売業者は使い捨て商品の販売を抑制し、ごみの発生抑制に努めます。

適正処理の推進

廃棄物処理法に基づき、事業活動から出た廃棄物は自らの責任において適正に処理します。

過剰包装の抑制

過剰包装とならない販売方法を考え、積極的に簡易包装を行うとともに、回収及び資源化ルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制に努めます。

店頭回収等の実施

事業者が商品に利用した食品トレイなどの再資源化可能なごみは、自ら自主回収に取り組みます。

③ 町の役割

啓発活動、出前講座の実施

町民や事業者に対し、発生抑制及び再資源化について、広報やホームページ等を用いて積極的に啓発します。また、地区や団体に対して出前講座を実施し、ごみの正しい分別方法等の周知に取り組みます。

資源回収の充実

効率的な収集方法や資源回収対象品目について適宜検討し、資源化の推進を図ります。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき「製品プラスチック」の分別収集を実施します。また、新たな資源として「刈草剪定枝」及び「ミックスペーパー（雑がみ）」等の資源回収を実施します。

生ごみ処理の推進

生ごみ堆肥化容器（コンポスト型容器、EM容器）、生ごみ処理機及びキユーロの購入にあたり、生ごみ堆肥化装置購入費補助金の交付を推進しつつ、アスパの無料配布を継続的に実施することで、家庭での生ごみ処理の普及・促進を図ります。

再利用（リユース）の促進

子ども用品リユース市の利用促進や、回収した粗大ごみのオンラインマーケットへの出品により、再利用を促進します。

(2) 収集運搬計画

① 収集運搬の考え方

ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、地域的な偏りのない、効率的で適切な収集体制を構築し、適正に運用することにより町民サービスの向上を図ります。

② 収集区域及び収集人口

収集区域は、阿久比町全域とし、収集人口は、町の人口とします。

③ 収集体制

家庭系ごみ

ごみの収集・運搬は、ごみステーション方式による収集を継続し、業務委託により処理します。

事業系ごみ

ごみの収集・運搬は、事業所自らまたは一般廃棄物処理業許可業者へ委託して適正に処理します。

(3) 中間処理・最終処分計画

東部知多衛生組合を中心に、構成市町と協議を行いながら適正な中間処理・最終処分を進め、施設整備をしていきます。

5 その他のごみの処理に関し必要な事項

(1) 適正処理困難物への対応

タイヤや消火器など東部知多衛生組合の施設では処理が困難なごみについては、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理します。

(2) 一般廃棄物収集運搬業許可

事業系一般廃棄物の処理に伴う収集運搬については、排出事業者及び許可業者としており、現状の事業系一般廃棄物の排出量や事業者数などを勘案すると許可業者は充足している状況であり、適正な処理が行われていると考えられます。

(3) 不法投棄・ポイ捨てごみ対策

行政協力員や町民からの通報、定期的な環境パトロールの実施及び啓発看板の設置により不法投棄の未然防止に努めます。

(4) 災害廃棄物対策

「阿久比町災害廃棄物処理計画」により、災害廃棄物が発生した場合に必要な廃棄物の仮置場や、緊急的な処理処分方法の確保を進めます。

また、災害時に迅速に対応するため、災害廃棄物処理を体験する訓練に参加し、対応できる体制を構築します。

(5) 環境審議会

ごみの減量、並びに地域の快適な生活環境の保全を図るため、審議会を設置し、循環型社会を目指し、その時代に適した取組等を検討します。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理の形態

本町の生活排水は、公共下水道及び合併処理浄化槽によって処理されています。また、このような施設が整備されていない場合は、し尿のみの単独処理浄化槽及び汲取り便槽によって処理がされています。

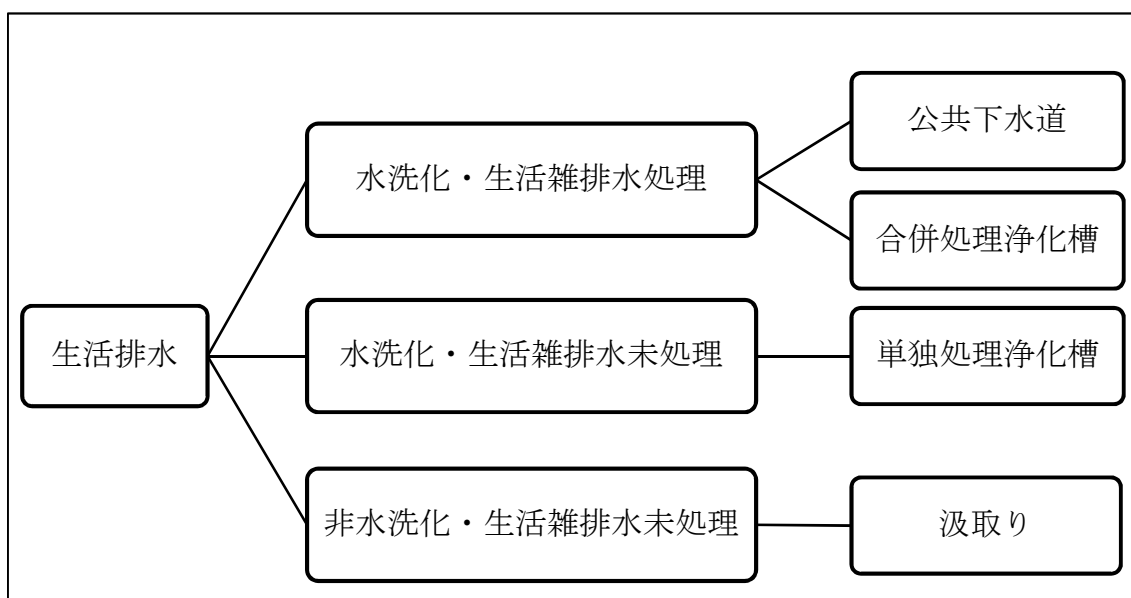


図3-1-1 生活排水処理の形態

2 公共下水道の普及状況

本町では、「阿久比町下水道事業基本計画」に基づいて、昭和63年から公共下水道の整備を進めてきました。

現在、公共下水道は、半田市、知多市、東浦町及び武豊町の4市町に本町を含めた5市町を対象とした衣浦西部流域下水道の流域関連公共下水道として整備を進めています。平成6年に東部処理分区で供用を開始して以降、順次供用区域を拡大し、令和3年度末時点で、供用開始面積は、372.5haで、下水道接続人口は21,550人となっています。

過去5年間（平成29～令和3年度）の各年度における公共下水道整備状況は以下のとおりです。

(各年度3月末現在)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区域面積 (h a)	2,380.0	2,380.0	2,380.0	2,380.0	2,380.0
基本計画面積 (h a)	574.4	574.4	574.4	574.4	574.4
供用開始面積 (h a)	372.0	372.0	372.5	372.5	372.5
行政区域内人口 (人)	28,660	28,746	28,655	28,595	28,564
整備済人口 (人) ※1	24,480	24,550	24,545	24,527	24,560
下水道接続人口 (人)	21,273	21,438	21,475	21,480	21,550
整備率 (%) ※2	64.8	64.8	64.9	64.9	64.9
普及率 (%) ※3	85.4	85.4	85.7	85.8	86.0
水洗化率 (%) ※4	86.9	87.3	87.5	87.6	87.7

表3-1-1 阿久比町公共下水道整備状況

※1 「整備済人口」は供用開始された区域内の人口

※2 整備率 (%) = 供用開始面積/基本計画面積

※3 普及率 (%) = 整備済人口/行政区域内人口

※4 水洗化率 (%) = 下水道接続人口/整備済人口

3 浄化槽の普及状況

本町の令和3年度末の浄化槽の設置基数は、合併処理浄化槽が3,594基、単独処理浄化槽が2,824基となっています。単独処理浄化槽の設置基数は、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及に伴い減少する傾向にあり、合併処理浄化槽は徐々に増加しています。

4 汲取り便槽

本町の令和3年度末の汲取り便槽設置基数は596基となっています。し尿汲取り量と汲取り便槽人口共に、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及に伴い微減しています。

5 中間処理・最終処分の状況

町内から収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥は、全量が東部知多浄化センターで中間処理及び最終処分されます。し尿・浄化槽汚泥から固形物(紙・布等)を取り除き、生物処理と凝縮分離処理を施した後に下水道へ放流します。取り除いた固形物及び乾燥汚泥は、東部知多クリーンセンターで焼却処分され、焼却残渣は埋立処分されています。

名称	東部知多浄化センター
管理主体	東部知多衛生組合
所在地	知多郡東浦町大字森岡字三州道41番地
敷地面積	15,509.63㎡
延床面積	処理棟3,757㎡、管理棟794㎡
処理能力	200kℓ（し尿：45kℓ/日、浄化槽汚泥：155kℓ/日）

表 3 - 1 - 2 処理施設の概要

6 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬実績

過去5年間の各年度における、町内の生活排水処理形態ごとの人口及びし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬実績は、以下のとおりです。

（各年度3月末現在）

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人口 (人)	行政区域内人口	28,660	28,746	28,655	28,595	28,564
	計画処理区域内人口	28,660	28,746	28,655	28,595	28,564
	計画収集人口	28,660	28,746	28,655	28,595	28,564
	水洗化人口	27,961	28,135	28,056	27,998	27,968
	公共下水道	21,273	21,438	21,475	21,480	21,550
	農業集落排水	0	0	0	0	0
	単独処理浄化槽	3,706	3,552	3,488	2,868	2,824
	合併処理浄化槽	2,982	3,145	3,093	3,650	3,594
	非水洗化人口	699	611	599	597	596
	自家処理人口	0	0	0	0	0
処理量 (kℓ/年)	し尿	661.67	578.00	564.13	582.00	504.06
	単独処理浄化槽汚泥	3,640.87	3,490.70	3,264.25	2,590.99	2,445.66
	合併処理浄化槽汚泥	2,929.59	2,808.76	2,747.06	3,297.62	3,112.65
	計	7,232.13	6,877.46	6,575.44	6,470.61	6,062.37

表 3 - 1 - 3 各人口及びし尿・浄化槽汚泥の処理実績

第2節 生活排水に関する課題

1 生活排水処理

(1) 公共下水道

本町の公共下水道は、平成26年度までに市街化区域（工業専用地域を除く。以下同じ。）における整備を完了させており、令和3年度末における普及率は、86.0%と愛知県平均の80.6%を上回っています。また、令和3年度末の水洗化率は87.7%です。水洗化率は、公共水域の水質保全の観点から、100%となっていることが望ましいとされており、水洗化率の向上のために公共下水道への接続を継続して促進していく必要があります。

(2) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、し尿と生活排水の両方を処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができます。

本町では、合併処理浄化槽の家庭への普及促進のために、補助制度を平成3年度から設けています。公共下水道の整備が市街化区域で完了していることもあり、合併処理浄化槽の普及がより求められます。

(3) 単独処理浄化槽及び汲取り便槽

単独処理浄化槽及び汲取り便槽は、将来的には公共下水道及び合併処理浄化槽のいずれかに転換されるよう推進していく必要があります。単独処理浄化槽は、浄化槽法で、そのまま放置すると生活環境の保全及び公衆衛生に支障が生ずるおそれのある単独処理浄化槽を「既存みなし浄化槽」と称し、合併処理浄化槽への転換を積極的に進めています。

したがって、合併処理浄化槽への転換、啓発活動等による生活雑排水の適正処理を推進し、生活環境や水質保全を図っていく必要があります。

2 し尿・浄化槽汚泥処理

(1) 収集・運搬

現在、し尿の収集・運搬は、業者へ委託しています。また、浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者が行っています。

今後、公共下水道や合併処理浄化槽の普及に伴い、し尿の汲取り量が減少するため、これを考慮した収集体制を検討していく必要があります。

(2) 中間処理及び最終処分

町内で収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥は、全量が東部知多浄化センターで中間処理を行い、焼却残渣を埋立処分しています。

今後も東部知多浄化センターにおいて施設の適切な維持管理及び運転管理に努め、し尿・浄化槽汚泥を適正に処理・処分していく必要があります。

第3節 生活排水処理に関する基本的事項

1 基本方針

- (1) 公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を推進し、生活排水処理率の向上に努めます。
- (2) 上記の生活排水処理施設が整備・普及されていない区域においては、合併処理浄化槽の普及促進、設置済浄化槽の適切な維持管理等、生活雑排水対策を推進します。
- (3) し尿及び浄化槽汚泥については、適切な収集・運搬及び処理・処分を実施します。

2 計画目標年度

本計画の期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間とします。ただし、生活排水処理に関する諸条件に大きな変動が生じた場合においては、必要に応じて見直しを行うこととします。

3 処理主体

生活排水の処理主体は下記の通りです。

処理施設の種類	対象	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿	東部知多衛生組合

表3-3-1 生活排水の処理主体

4 生活排水処理の処理計画

公共下水道においては、阿久比町下水道事業基本計画における令和7年度の目標値を、平成26年度までに市街化区域において達成している状況にあります。このことから、市街化調整区域における合併処理浄化槽整備の推進に関する取組をより一層行い、水洗化人口の普及に努めます。また、本計画では、阿久比町污水適正処理構想による目標値をもとに、生活排水処理の目標を次のとおり設定します。

(1) 生活排水処理の目標

① 生活排水処理率

	令和3年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
生活排水処理率 (%)	88.0	100.0

※ 生活排水処理率＝公共下水道及び合併処理浄化槽による水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内の人口

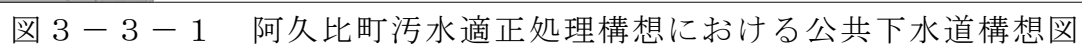
② 人口内訳

	令和3年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
行政区域内人口	28,564	29,090
計画処理区域内人口	28,564	29,090
水洗化・生活雑排水処理人口	25,144	29,090

③ 生活排水の処理形態別内訳

	令和3年度 (現状値)		令和12年度 (目標値)	
	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
計画処理区域内人口	28,564	100.0	29,090	100.0
水洗化・生活雑排水処理人口	25,144	88.0	29,090	100.0
公共下水道	21,550	75.4	26,185	90.0
農業集落排水	0	0.0	0	0.0
合併処理浄化槽	3,594	12.6	2,905	10.0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2,824	9.9	0	0.0
非水洗化人口	596	2.1	0	0.0
自家処理人口	0	0.0	0	0.0

① 公共下水道で処理する区域及び処理人口



合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び汲取り便槽で処理する区域は、公共下水道を除く区域とし、処理人口は次のとおりです。

	令和 3 年度 (現状値)	令和 1 2 年度 (目標値)
合併処理浄化槽人口 (人)	3,594	2,905
単独処理浄化槽人口 (人)	2,824	0
汲取り便槽人口 (人)	596	0

5 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) し尿・浄化槽汚泥処理量の将来推計

各処理形態別人口や要処理量実績をもとに、将来のし尿・浄化槽汚泥処理量を推計したものは、以下のとおりです。

		令和3年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)
人口 (人)	行政区域内人口	28,564	29,090
	計画処理区域内人口	28,564	29,090
	計画収集人口	28,564	29,090
	水洗化人口	27,968	29,090
	公共下水道	21,550	26,185
	農業集落排水	0	0
	単独処理浄化槽	2,824	0
	合併処理浄化槽	3,594	2,905
	非水洗化人口	596	0
	自家処理人口	0	0
処理量 (k1/年)	し尿	504.06	0.00
	単独処理浄化槽汚泥	2,445.66	0.00
	合併処理浄化槽汚泥	3,112.65	2,515.93
	計	6,062.37	2,515.93

表3-3-2 各人口及びし尿・浄化槽汚泥の現状値と目標値

(2) 排出抑制計画

公共下水道、浄化槽等への雨水の混入による増量が生じないように管理を徹底し、し尿及び浄化槽汚泥の減量化を図ります。

(3) 収集・運搬計画

衛生的で効率的な、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬に努めます。また、目標年度に向けて、随時収集量を把握し、収集体制について検討を行います。

(4) 中間処理・最終処分計画

収集したし尿・浄化槽汚泥は、東部知多浄化センターで処理を行い、処理後の脱水汚泥は、東部知多クリーンセンターで焼却処分を行います。

6 環境教育等の推進

自然や水辺に生息する生物にふれあうことのできる環境イベントの開催のほか、環境教育・環境学習の推進を図るため、町内小中学校とも連携し、出前講座等を継続して実施します。

7 広報・啓発活動

生活排水対策は、住民の理解と協力が必要不可欠であり、そのためには、情報提供等により意識改革を行っていく必要があります。地域の公共用水域の水質汚濁の状況や、汚濁の原因を調査し、広く広報するとともに、合併処理浄化槽の適正な維持管理が行われるように、関係機関と協力し行います。

生活雑排水の処理ができない汲取り便槽や単独処理浄化槽を使用している家庭に対し、早期に合併処理浄化槽等の生活排水処理施設への転換を啓発します。